

# 我孫子市におけるごみ収集に係る課題の検討報告書

令和4年11月

はじめに

ごみの収集については、地域の実情にあわせて、市町村及び特別区の単位で定めることとされています。市では、10世帯以上のまとまり毎に集積所を設定してごみと資源を収集する方式（ステーション方式）を採用しています。

また、市では、可燃ごみを任意の透明ないし半透明の袋で集積所へ排出することとしていますが、ごみを収集するにあたって、ごみ処理手数料を上乗せして販売する有料の指定ごみ袋や、ごみ処理手数料を上乗せせずに仕様を定めた指定ごみ袋が、千葉県内では我孫子市を除く全ての自治体で導入されています。

ごみ収集に係る課題の中でもとくに、これまで、決められた日に分別して集積所へ排出すれば無料としているごみ収集を有料化することは、集積所を利用する全ての市民の生活に大きな影響を及ぼします。

市民が集積所へごみを排出する際に手数料を徴収する手法の導入については、令和4年3月に環境省が改訂した「一般廃棄物処理有料化の手引き」に手順が示されており、市では手引きを参照して検討を行いました。

手引きによると、まず、市の一般廃棄物処理計画に位置付けて実施することが適切であるとしています。市の一般廃棄物処理計画である「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画（計画期間：平成23年度から令和4年度まで）」の次期の基本計画は、2023年度（令和5年度）から2032年度（令和14年度）までを計画期間とし、令和4年度に策定を予定していますが、集積所へ排出するごみの有料化は市民生活に大きな影響を及ぼすことから、基本計画の策定作業よりも先行して検討を進めることとしました。

また、あわせて、すでに有料で実施している、粗大ごみの戸別収集と市民が自らクリーンセンターへ持ち込むごみの手数料について、検討を行いました。

なお、令和4年度に基本計画を作成するため、ごみ処理の現状や将来のごみ発生量の見込みに関する確定した数値に係る情報発信や、ごみ減量の目標やごみ減量のための施策等に関する事項を審議する廃棄物基本問題調査会の開催、また、意見聴取のためのパブリックコメントは、令和4年度中に別途実施します。

## 第1章 ごみ収集に係る課題

平成30年度以降、我孫子市では、一般家庭からのごみの排出量が増加しています。令和5年4月に稼働する新クリーンセンターでは、現在は燃やせないごみとして処理している落ち葉・雑草（約4千トン）を可燃ごみへ分別変更した上で、可燃ごみの年間処理量を約2万5千トンと見込んでいますが、令和2年度における可燃ごみの排出量が約2万5千トンとなっており、安全かつ安定的なごみの処理を進めるために、ごみ排出量の抑制が喫緊の課題となっています。

また、市内にはごみの最終処分場がなく他の自治体に依存しており、最終処分量を抑制する観点からも、ごみ排出量の抑制は避けて通れない課題となっています。

平成23年度に策定した「我孫子市における一般廃棄物対策基本計画」では、ごみ処理の有料化について、「今後のごみの排出状況等を考慮し必要に応じ検討を行う。」としています。また、「第4次行政改革推進プラン（計画期間：2018年度（平成30年度）から2021年度（令和3年度）」では、ごみ収集の有料化について、「ごみ焼却事業にかかる経費は、現在も修繕等莫大な経費がかかっており、新クリーンセンター建設後も起債借入れに伴う返済金が後年度負担として発生するため、ごみ収集の有料化に向けた検討をする。」としています。

さらに、令和3年6月4日、国においてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック新法」といいます。）が成立し、令和4年4月に施行されました。将来のごみ処理では、市はこれまで以上にプラスチック類を燃やさない対応が求められ、ごみの収集運搬体制や処理方法の見直しが必要となり、さらなる費用の増大が見込まれます。

ごみ排出量の抑制とともにそれらの費用の確保も、市内で発生するごみの処理を将来にわたって安全かつ安定的に進めるための大きな課題となっています。

集積所で収集するごみと資源については、市内の一般家庭から発生するものを、収集日当日の夜明け頃（自治会等で特別に認められた場合は前日の夜）から午前8時30分までに分別して排出することとしていますが、未分別のごみや集積所には出せない粗大ごみ、市で処理できない家電4品目や消火器、タイヤ等とともに、集積所を利用してはいけない他自治体の住民等が出すごみや事業所から発生する産業廃棄物や事業系一般廃棄物が違反ごみとして集積所へ不適正排出されているという課題があります。

また、集積所で収集する不燃ごみについては、破碎処理が可能な素材で長辺1メートル未満のものやリサイクル法対象外の電気製品等が含まれており、市民が意図せずに粗大ごみに該当するごみや市で処理できない家電4品目等を不適正排出する原因になっている可能性があります。

## 第2章 ごみ処理有料化の効果

「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、ごみ処理を有料化することにより、次の効果が期待できるとしています。

### 1. 排出抑制や再生利用の推進

一般廃棄物処理を有料化することにより、費用負担を軽減しようとするインセンティブ（動機付け）が生まれ、一般廃棄物の排出量の抑制が期待できる。

廃棄物の排出量の大小は、焼却施設や最終処分場等処理施設の規模や整備時期に大きな影響を与えるものであり、排出量を抑制することができれば、整備が必要となる施設の規模は小さく抑えられ、最終処分場の延命化を図ることも可能となる。また、焼却処分量の削減は、温室効果ガスの排出抑制にも寄与する。

なお、可燃ごみや不燃ごみと比較して、資源ごみの手数料を低額水準または無料とし、手数料の料金水準に差を設けることで、分別の促進及び資源回収量の増加が期待される。

### 2. 公平性の確保

税収のみを財源として実施する一般廃棄物処理事業は、排出量の多い住民と少ない住民とでサービスに応じた費用負担に明確に差がつかない。また、住民登録地と実際の居住地が異なる等の理由により、納税していない市町村の一般廃棄物処理サービスを受けるという不公平も懸念される。排出量に応じて手数料を徴収する有料化を導入することで、より費用負担の公平性が確保できる。

また、小規模事業者や少量排出の事業者の場合には、家庭系廃棄物と同様に収集し、処理費用を徴収していない自治体もあるが、一般家庭から手数料を徴収する際には、公平性の観点から同時にこれらの事業者からも手数料を徴収する必要がある。

### 3. 住民や事業者の意識改革

一般廃棄物の排出に手数料を設定していない場合には、廃棄物の排出と費用負担の時期、及び排出量と負担額が一致していないために、排出抑制の経済的インセンティブ(動機付け)が弱い。

有料化の導入によって一般廃棄物の排出機会や排出量に応じて費用負担が発生することになり、また市町村が住民や事業者に対する一般廃棄物処理費用等に関する説明の必要性も増大するため、住民や事業者が処理費用を意識し、廃棄物排出に係る意識改革につながることを期待される。その結果、最終的には、住民にとっては、簡易包装製品や詰替製品等廃棄物が少ない商品の選択や不用・不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進、事業者にとっては、分別の徹底、再利用の促進等による発生抑制効果が期待される。

### 4. その他の効果

一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進により焼却処理量や最終処分量が減量されることで、環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。また、手数料収入を分別収集及びリサイクルの実施に係る費用や集団回収への助成等、廃棄物関連施策の財源に充てることで、循環型社会の構築に向けた一般廃棄物に係る施策の充実が期待できる。

### 第3章 ごみ処理有料化による財政的な効果

ごみ処理有料化による財政的な効果を検証するため、指定袋によるごみ処理有料化を導入済みの県内各市に対し調査を行い、14市から回答を得ました。

回答を分析した結果、ごみの排出抑制に係る効果に加え、財源の確保についても一定の効果があることが認められました。ただし、新たに指定袋の作成費用や販売店への販売委託費等の支出が発生することから、市民が負担する指定袋代金のうち、歳入増加分として見込めるのはその一部であることが確認できました。

令和2年度におけるごみの排出状況、及び県内各市に対する調査の結果等を踏まえ、我孫子市で指定袋によるごみ処理有料化を導入した場合の財政的な効果を試算しました。

試算の結果としては、消費税を算入せずに1リットルあたり1円の袋を販売した場合で、市民の負担合計額が約1.3億円、市の歳入増加分が約3千6百万円となりました。市が袋を作成して販売を委託する新たな事業であるため、流通までの費用がかかることから、財政的な効果は限定的であると確認できました。

また、指定袋に入らない大きさの不燃ごみ等を集積所ではなく戸別収集へ変更する等の分別区分の見直しを行う必要があります。

さらに、集積所における不適正排出(違反ごみ)対策や市内における不法投棄対策のため、追加の人員及び経費が必要となる可能性があります。

なお、千葉県内では、浦安市において小規模な事業所が届け出ることによりごみを事業所の敷地又は集積所へ排出するための指定袋(45リットル1枚あたり290円等)を導入していますが、その他の市では我孫子市と同様に、事業所が集積所へごみを排出することを認めていません。

#### 第4章 ごみ処理有料化を伴わない指定ごみ袋の導入について

千葉県内では、我孫子市を除く全ての市町村で、集積所へ排出するごみの一部について、自治体が仕様を定めた指定袋による収集を行っています。

ごみ処理有料化を伴わない指定袋でも、任意の透明ないし半透明の袋で排出する場合と比較して、市民が袋を用意する労力が増すため、ごみの排出量を減らそうとする動機付けが強まります。

また、自治体が仕様を定めることにより、収集時に袋の中身が確認できるとともに、他自治体からのごみの持ち込みを防ぐ効果があります。

そのため、それらの効果を生み出すため、ごみ処理有料化を実施しない場合であっても、指定袋の導入を検討する余地があると考えます。

一方で、自治体としては指定袋を販売する費用等は発生しないものの、袋の代金にごみ処理手数料分を上乗せしていないため、一切の収入を得ることはできません。

また、一度に500枚をまとめ買いした場合と比較して、45リットル・レジ袋型の指定ごみ袋が12.88円/枚のところ、任意の中身が見える袋であれば、45リットル・レジ袋型で約10円/枚、45リットル・持ち手なし型で6円/枚で購入できます。指定ごみ袋は他の自治体のごみ出しでは利用できず、また、ごみ以外のものを運ぶために利用する袋としてはあまり適していないため、一度にまとめ買いする枚数が少なくなれば、袋を用意する市民の負担はさらに大きくなるものと考えます。



## 第5章 ごみ収集の見直しについて

現在、決められた日に分別して集積所へ排出された可燃ごみ、不燃ごみ、資源（9種15分別）、燃やせないごみ（剪定枝木及び落ち葉・雑草）を無料で収集又は回収し、粗大ごみを有料（1点あたり700円）で戸別収集しています。

令和5年度には、新廃棄物処理施設（焼却施設）の運用を開始することから、燃やせないごみ（剪定枝木及び落ち葉・雑草）の分別区分を変更して、落ち葉・雑草は可燃ごみとして収集し、剪定枝木は燃やせないごみのままとなりますが、将来的には麻ひもや紙ひも、荒縄等の植物性のひもで縛ることに限定し価値を高めた資源として回収したいと考えています。

また、第4次行政改革推進プランでは「受益者負担」について、「負担割合の低いものについては、早急に見直しを検討する。」としています。クリーンセンターへ自らごみを持ち込む場合の手数料について、現在、市民は10キログラムあたり税込み165円、市内事業所は10キログラムあたり税込み264円としています。しかしながら、環境省が示す一般廃棄物会計基準に基づき積算した平成31年度におけるごみ処理原価は、新廃棄物処理施設（焼却施設）の建設費を含んでいないにもかかわらず10キログラムあたり約400円であること、柏市や流山市、松戸市が市民と市内事業所の価格を統一していること、粗大ごみは戸別収集よりも自ら持ち込むほうが安価であるという認識を市民が持っていることを踏まえ、流山市の10キログラムあたり税込み300円の統一価格を目安として料金改正の検討を進めたいと考えています。

今後ごみの減量を進めながら安全かつ安定的なごみの処理に必要な費用を将来にわたって確保するため、プラスチック新法を始めとする国内の状況を踏まえ、集積所におけるごみ収集の有料化を検討していくとともに、あわせて有料化を伴わない指定袋の導入も検討していきます。

## 第6章 検討を踏まえた市の方向性について

### ○集積所へ排出するごみの有料化

前述のとおり、ごみ処理有料化については、住民や事業者の意識改革に繋がるものの、財政的な効果については限定的であることが確認できました。また、東葛飾地域で導入している自治体はないため、他市の状況を踏まえ、慎重に検討する必要があります。よって、集積所へ排出するごみの有料化については当面実施しないこととします。ただし、指定袋の導入については、県内での導入事例も多く、ごみの排出量を抑制する効果や、統一することにより半透明袋の徹底や他自治体からの持ち込みも防げることから、周知期間を設けた導入について検討していきます。

### ○事業所から発生するごみについて

事業所から発生するごみについては、引き続き、事業者が許可業者へ依頼する、又は自らクリーンセンターへ持ち込むこととし、集積所へ排出することはできないものとし、ます。

### ○クリーンセンターに持ち込むごみ等について

分別区分の変更や自ら持ち込むごみ処理手数料については、資源化の促進や受益者負担の適正化を図るため、改定等の見直しを進めていきます。また、粗大ごみ手数料については、当分の間、金額を据え置くこととします。

なお、新たな制度の導入や制度の見直し等にあたっては、廃棄物基本問題調査会で専門的な立場から助言を受け、パブリックコメントで広く市民の意見を聴き、取り組みに反映していきます。

## 第7章 資料

### 1. ごみ排出量の推移

項目	単位	H28	H29	H30	H31	R2
人口(10月1日現在)	人	132,605	132,353	132,199	132,282	131,753
家庭系ごみ	t/年	22,598	21,835	22,329	22,459	23,785
可燃ごみ	t/年	18,415	17,881	18,368	18,339	19,277
粗大・不燃ごみ	t/年	1,014	1,016	1,038	1,070	1,302
燃やせないごみ	t/年	3,169	2,938	2,923	3,050	3,206
事業系ごみ※	t/年	8,847	8,699	9,070	9,841	8,058
可燃ごみ	t/年	5,877	5,609	6,044	6,425	5,742
粗大・不燃ごみ	t/年	749	730	801	910	385
燃やせないごみ	t/年	2,221	2,360	2,225	2,506	1,931
ごみの排出量	t/年	31,445	30,533	31,399	32,299	31,843
可燃ごみ	t/年	24,292	23,490	24,412	24,764	25,019
粗大・不燃ごみ	t/年	1,763	1,745	1,839	1,980	1,687
燃やせないごみ	t/年	5,390	5,298	5,148	5,555	5,137

※事業系ごみには、公共施設及び町内・公園清掃等で発生したごみを含みます。

### 2. 平成31年度のごみ処理原価

内訳 項目	生活系ごみ	事業系ごみ	全てのごみ
ごみ10キログラムあたりの処理原価	約420円	約380円	約410円

※一般廃棄物会計基準に基づき積算した、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」の一部を抜粋し、ごみ10キログラムあたりの処理原価として加工しています。

### 3. 集積所等で定められた日に収集する可燃ごみの有料化実施状況※

区分	総数	有料化実施市区町村数	有料化実施率
全国の市区町村	1,741 団体	1,131 団体	65.0%
千葉県内の市町村	54 団体	36 団体	66.7%

※「有料化」は、団体が条例の規定に基づき従量制手数料を徴収することをいいます。

出典：山谷修作「全国市区町村の家庭ごみ有料化実施状況（2022年10月現在）」

◎ただし、出典元では有料実施市区町村に含まれていない千葉県夷隅郡御宿町についても、有料化を実施していることを確認しています。（令和4年11月御宿町ホームページ確認）

### 4. クリーンセンターへ自ら持ち込むごみ10キログラムあたりの処理手数料

市名 発生元	我孫子市	柏市	流山市	松戸市※	野田市※
市民	165 円	198 円 10 円未満切り 捨て	300 円	176 円 最低 352 円から	135 円+消費税 10 円未満切り 捨て
事業所	264 円	198 円	300 円	176 円 最低 352 円から	297 円

※ごみ処理手数料には、消費税を含みます。

※松戸市は、10キログラムの持ち込みに対し、20キログラム未満として352円の手数料を徴収しています。

※野田市は、重量に対し10キログラムあたり135円を乗じ、消費税相当分(1.1)を乗じて得た金額から10円未満を切り捨てて、市民から手数料を徴収しています。

### 5. 粗大ごみ手数料の設定金額

我孫子市	柏市	流山市	松戸市	野田市	印西市
700 円	1,100 円	1,100 円	1,000 円	550 円※	無料

※野田市は、1枚550円の処理券を品目ごとに必要な枚数購入する方式を採用している。



## 7. ごみ有料化実施済み県内市調査結果

	A市	B市	C市	D市	E市
導入時期	H26.2.1	H16.10.1	H14.4.1	H16.4.1	H20.7.1
導入目的	・家庭ごみの削減や再資源化の推進 ・ごみ処理費用負担の公平化 ・ごみの発生抑制やリサイクルに対する市民意識の向上	家庭ごみの減量化及びこれに伴うごみ処理経費の削減	可燃系廃棄物の排出抑制のため	・ごみ処理経費の増加 ・ごみの減量化、資源化 ・ごみ処理費用負担の公平化	・ごみの排出抑制、再生利用の促進 ・費用負担の公平性の確保 ・財政負担の軽減及び住民の意識改革
容量と価格	可燃ごみ（10枚1組） 45ℓ：360円、30ℓ：240円、20ℓ：160円、10ℓ：80円 不燃ごみ（10枚1組） 20ℓ：160円、10ℓ：80円	可燃ごみ（10枚1組） 45ℓ 466円、30ℓ 319円、15ℓ 177円 不燃ごみ（10枚1組） 45ℓ 466円 資源ごみ（10枚1組） 45ℓ 187円、20ℓ 103円	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 60円、30ℓ 40円、15ℓ 20円	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 45円、30ℓ 30円、20ℓ 20円 不燃ごみ（1枚） 45ℓ 45円、30ℓ 30円、20ℓ 20円	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 35円、30ℓ 25円、20ℓ 15円
作成費用	可燃ごみ（1枚） 45ℓ：5.26円、30ℓ：3.99円、20ℓ：3.19円、10ℓ：1.99円 不燃ごみ（1枚） 20ℓ：3.25円、10ℓ：2.07円	約5.62円/枚	約6.49円/枚	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 5.62円、30ℓ 3.92円、20ℓ 2.83円 不燃ごみ（1枚） 45ℓ 6.67円、30ℓ 3.53円、20ℓ 2.56円	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 6.3円、30ℓ 4.31円、20ℓ 2.78円
財政効果	・焼却ごみ量の減少により、3清掃工場体制から3用地2清掃工場体制へ移行することができた。	ごみ処理経費への充当財源となった。	ごみ処理手数料の増加	手数料収入によるごみ処理の安定化	手数料収入による財源の確保
負の効果	市の管理で指定袋を流通させるため、袋に不具合があった場合には市民から苦情が寄せられる。	なし	指定袋に係る事務作業の増加	なし	なし
収入に対するコスト	89.1%	不明	26.6%※人件費除く	26.5%※人件費除く	29.8%※人件費除く
市民の反応	導入後、市民から金銭的負担が増えることに対する苦情が寄せられた。	制度導入についての市民への説明に際し、有料化に伴う不法投棄が懸念された。	なし	なし	なし
注意事項	制度の導入にあたっては、市民や指定袋取扱店に対して十分な説明、広報等を行う必要がある。	市民に対し、有料化導入の合理的かつ納得性のある理由を説明できること	・製造過程等で発生するトラブルによる在庫切れリスク ・指定袋価格改訂に伴う膨大な事務 ・金額回収の難しい取扱店への対応	なし	なし

	F市	G市	H市	I市	J市
導入時期	S48.4.1	H20.7.1	H12.7.1	H16.4.1	H28.4.1
導入目的	当初から有料	・家庭ごみの削減や再資源化の推進 ・ごみ処理費用負担の公平化 ・ごみの発生抑制やリサイクルに対する市民意識の向上	有料化により負担の公平性を確保し、それに伴うごみの減量化を図るため。	・ごみ処理費用負担の公平化 ・家庭ごみの削減や再資源化の推進	・家庭ごみの削減や再資源化の推進 ・ごみ処理費用負担の公平化 ・ごみの発生抑制やリサイクルに対する市民意識の向上
容量と価格	可燃ごみ（1枚） 30ℓ 45円、15ℓ 25円 不燃ごみ（1枚）40ℓ 45円 カン（1枚）40ℓ 25円 ビン（1枚）30ℓ 25円 ペットボトル（1枚）45ℓ 25円 プラスチック製容器包装類（1枚）45ℓ 25円	可燃ごみ（1枚）の手数料 40ℓ 40円、30ℓ 30円、 20ℓ 20円 ※別途袋代が加算される。	可燃ごみ（1枚） 40ℓ 24円、30ℓ 18円、 20ℓ 12円、10ℓ 8.5円 不燃・有害ごみ（1枚） 20ℓ 12円	可燃ごみ（1枚）の手数料 45ℓ 50円、20ℓ 20円 ※別途袋代が加算される。	可燃ごみ（1枚） 40ℓ 40円、30ℓ 30円、 20ℓ 20円、10ℓ 10円 不燃ごみ（1枚） 40ℓ 40円、30ℓ 30円、 20ℓ 20円
作成費用	可燃ごみ（1枚） 30ℓ 4.93円、15ℓ 2.74円 不燃ごみ（1枚）40ℓ 5.06円 カン（1枚）40ℓ 5.06円 ビン（1枚）30ℓ 4.98円 ペットボトル（1枚）45ℓ 4.98円 プラスチック製容器包装類（1枚）45ℓ 5.1円	袋製造業者によるので、市では把握していない。 *市の負担は無し	可燃ごみ（1枚） 40ℓ 9.53円、30ℓ 8.02円、 20ℓ 6.24円、10ℓ 4.62円 不燃・有害ごみ（1枚） 20ℓ 6.34円	袋製造業者によるので、市では把握していない。 *市の負担は無し	可燃ごみ（1枚） 40ℓ 5.15円、30ℓ 4.39円、 20ℓ 3.8円 不燃ごみ（1枚） 40ℓ 10.75円
財政効果	不明	・可燃ごみ及び不燃ごみの減少に伴う処理費用の減少 ・手数料収入によるごみ処理財源の安定化	手数料収入による財源の確保。	歳入分が手数料や塵芥処理費に充てられる。 資源ごみの分別の促進による可燃ごみの減少効果	・超過有料制から切り替えたため、歳入が増加した。
負の効果	不明	なし	指定袋の品質管理、指定袋取扱店の委託料の管理などの事務負担の増加。	若干名の無料地域からの新住民によるクレームがあった。	なし
収入に対するコスト	28.0%※人件費除く	不明	70.5%※人件費除く	不明	20.7%※人件費除く
市民の反応	不明	近隣市町より小売価格が高価という意見	導入当初は袋の料金が高いなどの市民からの意見があった様子。 また、処理手数料が指定袋に含まれていることから、袋が破れやすい、取り出しづらいなどの品質に対する意見があり、品質の維持・向上が必要。	なし	・平成12年度から料金の変更が無かったため、説明会等に赴くと財政面の説明が無く唐突に有料化を説明されても困るという意見があった。 ・資源ごみの質問が多く出て有料化をなるべく回避しようとの意向が伺えたので、資源分別の説明に時間が割かれた。
注意事項	3点の問題あり 1.指定袋に入らない物 2.市販品の袋に指定袋を貼り付ける場合 3.指定袋での直接搬入 1と2の運用で苦情となるケースがある。 3は、指定袋での直接搬入時に料金を徴収しないため、指定袋の持ち帰りなどが発生している。	なし	なし	なし	・導入後の一定期間での料金見直しも検討事項とされます。

	K市	L市	M市	N市
導入時期	S46.9.1	H13.7.1	S62.10.1	H21.10.1
導入目的	当初から有料	・分別、排出の徹底によるごみ資源化・減量化の促進 ・増加傾向にあったごみ処理量のごみ処理経費の一部負担	・ごみの減量化 ・処理費用負担の公平化	ごみの減量化、負担の公平性
容量と価格	可燃ごみ（1枚） 30ℓ 30円、20ℓ 20円 不燃ごみ（1枚）30ℓ 15円 資源（1枚）30ℓ 15円 プラスチック製容器包装類（1枚）45ℓ 15円	可燃ごみ（1枚） 40ℓ 16円、30ℓ 13円、 20ℓ 11円 不燃ごみ（1枚） 40ℓ 16円、30ℓ 13円、 20ℓ 11円	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 50円、20ℓ 30円 資源・不燃ごみ（1枚） 45ℓ 20円、20ℓ 10円	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 35円、30ℓ 25円、 20ℓ 15円
作成費用	可燃ごみ（1枚） 30ℓ 5.52円、20ℓ 4.03円 不燃ごみ（1枚）30ℓ 5.63円 資源（1枚）30ℓ 5.58円 プラスチック製容器包装類（1枚）45ℓ 6.51円	可燃ごみ（1枚） 40ℓ 4.64円、30ℓ 3.92円、 20ℓ 3.2円 不燃ごみ（1枚） 40ℓ 6.64円、30ℓ 5.46円、 20ℓ 4.4円	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 17.05円、20ℓ 8.91円 資源・不燃ごみ（1枚） 45ℓ 18.48円、20ℓ 11.17円	可燃ごみ（1枚） 45ℓ 14.08円、30ℓ 9.9円、 20ℓ 6.05円
財政効果	なし	・可燃ごみ及び不燃ごみの減少に伴う処理費用の減少 ・手数料収入によるごみ処理の安定化	ごみ処理手数料（袋代）の増加	有料化に伴い、ごみ袋製造費や収集運搬費の一部が賄えるようになった。
負の効果	なし	なし	指定袋が定着するまで、従来どおりに集積所に置かれたごみ(指定袋の使用を促すステッカーを貼り理解を求めた)が、放置され散乱することが多く、職員が片付けに回る手間が生じた。	手数料徴収のため、収納管理業務が追加となった。
収入に対するコスト	18.5%※袋作成費用のみ	66%	41.4%※人件費除く	53%※人件費除く
市民の反応	なし	なし	当初は苦情が多く寄せられたが、指定袋の方が楽だという声が増えた。	なし
注意事項	なし	なし	・周辺地域との差が少ない価格設定 ・袋の種類を増やしすぎない	ごみ袋有料化の導入に際し、生活保護世帯や介護世帯、乳幼児世帯等を対象に減免制度（可燃ごみ袋の無償配布）を設けた。



8. ごみと資源の分別区分（一部抜粋）

分別の区分		分別収集する一般廃棄物の種類（受入できない廃棄物を除く）	
可燃ごみ		台所ごみ、紙くず（資源にならないもの）、木くず、皮、ゴム類、プラスチック類（容器包装プラスチック類に該当しないもの）等、在宅医療廃棄物のうちチューブ類、プラスチック注射器（針を除く）で、長辺の長さが50センチメートル未満かつ厚さが10センチメートル未満のもの	
不燃ごみ		ガラス製品（空びんに該当しないもの）、鏡、陶器、小型電気製品（リサイクル法等で指定された製品を除く）、照明器具、カメラ、包丁等で見かけの金属部分が50%以下のもの	
粗大ごみ		市が指定した品目及び資源にならない長辺の長さが1メートル以上のもの、長辺の長さが50センチメートル以上の籐や竹、柳を編んで作られた製品、容積又は重量が大きいため集積所へ排出できない資源	
資源	古紙類	新聞	新聞
		ダンボール	ダンボール（金張り・銀張り・ろう引き加工の物を除く）
		雑誌・雑紙	書籍、週刊誌、マンガ本等、チラシ、厚紙、ボール紙、紙袋、コピー用紙、レシート等（すべてカーボン紙と感熱紙を除く）
		紙パック	牛乳、ジュース、酒等のパック（内側がアルミ箔の物は除く）
	古繊維類		衣類、毛布、タオル類
	※空きびん	無色びん	無色のガラス製飲料用びん、食料用びん等
		茶色びん	茶色のガラス製飲料用びん、食料用びん等
		その他色びん	その他色のガラス製飲料用びん、食料用びん等、化粧品用のびん
	空き缶		スチール缶、アルミ缶
	金属類		見かけの金属部分が50%を超えるもの
	容器包装その他プラスチック		ペットボトル以外の容器包装プラスチック
	食用油		天ぷら油等
	生有害再	乾電池	乾電池
		蛍光管	蛍光管（水銀体温計等）
	ペットボトル		PET製の容器で飲料又はしょう油、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料（ただし食用油脂を含まず、かつ、簡易な洗浄により臭いが除去できるもの）を充填したもの
	小型家電		20種類の小型家電品 電話機（FAX）、電子体温計、カメラ（ビデオカメラ）、電子血圧計、携帯音楽プレイヤー、ヘアドライヤー（ヘアーアイロン）、補聴器、電気カミソリ、ICレコーダー、電気バリカン、USBメモリー、電動歯ブラシ、メモリーカード（SDカード等）、懐中電灯、電子書籍端末、腕時計、電子辞書、ヘッドホン（イヤホン）、電卓、携帯型ゲーム機器

9. ごみ有料化による歳入増加分（収支見込額）の試算

**歳入**

項目	R2可燃ごみ集積所収集量	R2不燃ごみ集積所収集量
重量	19,184,830kg	965,900kg
比重	0.15	0.50
容積への換算	127,898,867 ℓ	1,931,800 ℓ
大袋の容量	40 ℓ	40 ℓ
枚数	3,197,472枚	48,295枚
1枚あたりの価格	40円	40円
積算額	127,898,867円	1,931,800円

※無償配布分がある場合は、合計金額が減少する。

**歳出**

項目	可燃ごみ用作成費用	不燃ごみ用作成費用	配送及び販売手数料等
大袋1枚あたりの費用	8円	12円	10円
枚数	3,200,000枚	50,000枚	3,250,000枚
積算額	25,600,000円	600,000円	32,500,000円

項目	職員人件費
1人あたり(円)	7,850,000円
職員数	3人
積算額	23,550,000円

項目	無償配布分送付費用
生活保護世帯数	1,200世帯
ふれあい収集世帯数	200世帯
乳幼児世帯数	7,000世帯
1世帯あたりの費用	1,280円
積算額※	10,752,000円

**収支見込額の積算**

歳入合計額	129,830,667円
歳出合計額	93,002,000円
<b>収支見込額</b>	<b>36,828,667円</b>